



本商品は 2009 年 5 月をもって、新規の販売を停止しております。  
記載の内容は、この資料が作成された 2008 年 11 月時点のもので、  
既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

## 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)



この書面は、保険業法第 300 条の 2（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項）に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。

### ご契約前に必ずお読み下さい。

- この「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 特にお支払事由やお支払いに関する制限事項、ご解約時のお取扱いや乗換の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、保険金のお支払事由およびお支払いできない場合などの詳細やご契約内容に関する事項、ならびに主な保険用語のご説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。



## 一時払変額終身保険「マスグラシアス NK」

- ◆この『契約概要』は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ◆契約概要に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆この保険は、マスマチュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険商品**です。

### ▲ 投資リスクについて

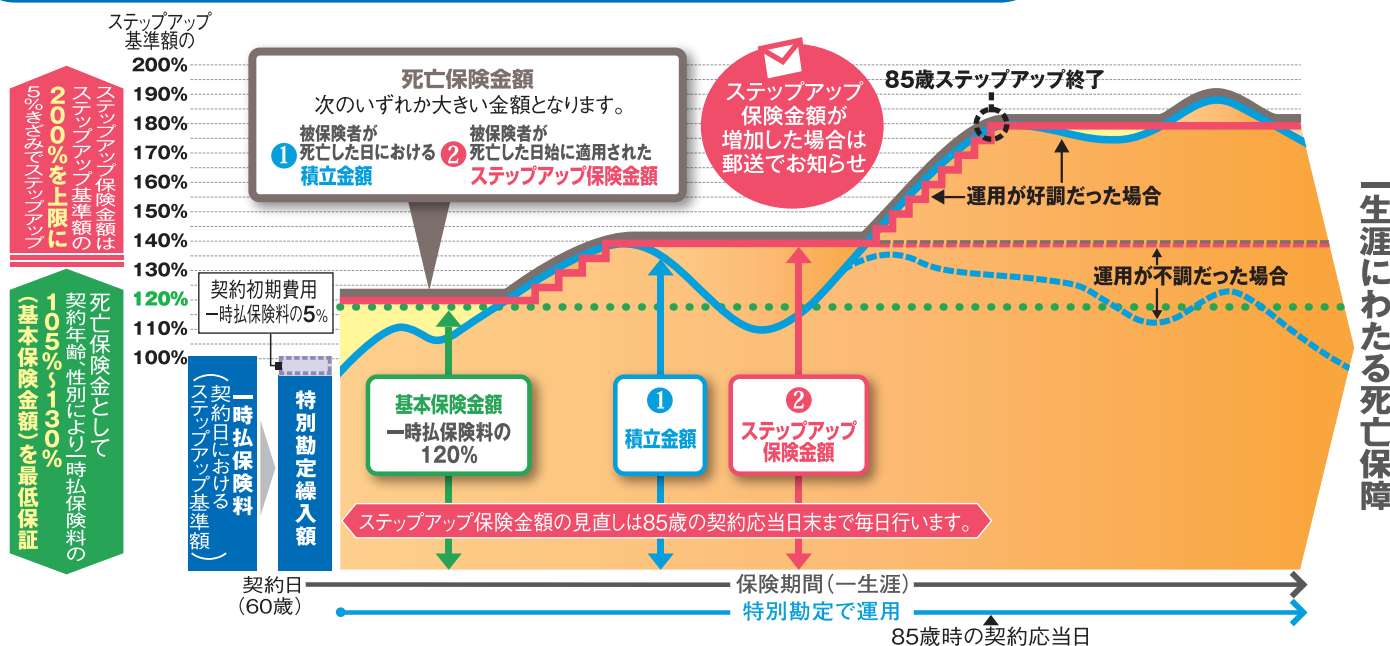
この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金額等が変動します。特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。このため、「株価の下落」「債券価格の下落」「為替変動」等によりお受取りになる解約払戻金額等が払込保険料（一時払保険料）を下回り、損失が生じる可能性があります。解約払戻金額に最低保証はありません。

なお、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。これらの投資リスクは、一時払変額終身保険をご契約のお客さまが負うこととなります。

## 商品の特徴について

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金額等が変動する一時払変額終身保険です。
- 特別勘定へ繰入後、保険期間中、積立金は特別勘定で運用されます。

イメージ図（被保険者：60歳男性、一時払保険料に対する基本保険金額の割合：120%の例）



※当図はイメージを表したものです。将来の積立金額や死亡保険金額等を保証するものではありません。

※一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を、ご契約の申込日からその日を含めて9日を経過直後の営業日の翌日始に特別勘定へ繰入れます。ただし、契約日または承諾日のいずれか遅い日がご契約の申込日からその日を含めて9日を経過直後の営業日以後となる場合には、契約日または承諾日のいずれか遅い日の翌営業日の翌日始に繰入れます。

### ご注意

特別勘定へ繰入後、保険期間中は保険契約関連費用と運用関連費用が控除されます。

## 特徴 1 | 死亡保険金として一時払保険料の 105% ~ 130% (基本保険金額)<sup>(注)</sup> を最低保証

- 保険期間は終身です。
- 死亡保険金は、契約時の被保険者の年齢、性別により、一時払保険料の 105% から 130% (基本保険金額)<sup>(注)</sup> が最低保証されます。

(注) 基本保険金額の減額を行った場合には、減額後の基本保険金額となります。

▼ 基本保険金額は一時払保険料に下表の割合 (%) を乗じた金額となります。

契約年齢 (満年齢)	男性		女性	
	一時払保険料に対する基本保険金額の割合	基本保険金額 <sup>(注)</sup>	一時払保険料に対する基本保険金額の割合	基本保険金額 <sup>(注)</sup>
40 歳 ~ 55 歳	125%	1,250 万円	130%	1,300 万円
56 歳 ~ 60 歳	120%	1,200 万円	125%	1,250 万円
61 歳 ~ 65 歳	115%	1,150 万円	120%	1,200 万円
66 歳 ~ 70 歳	110%	1,100 万円	115%	1,150 万円
71 歳 ~ 75 歳	105%	1,050 万円	110%	1,100 万円

(注) 一時払保険料 1,000 万円の場合の基本保険金額です。

- 死亡保険金額は、次のいずれか大きい金額となります。

① 被保険者が死亡した日における積立金額

← いずれか大きい金額 →

② 被保険者が死亡した日始に適用されたステップアップ保険金額

- 「年金支払特約」の付加により、死亡保険金受取人が死亡保険金の受取りにかえて、年金でお受取りいただくこともできます。

## 特徴 2 | 死亡保険金の最低保証額がステップアップ

- 死亡保険金の最低保証額 (ステップアップ保険金額) は、積立金の運用実績に応じてステップアップ基準額<sup>(注)</sup> の 200% を上限に 5% きざみでステップアップする可能性があります。

(注) 「ステップアップ基準額」とは、ステップアップ保険金額が変更される際に基準となる額のことで、契約日においては一時払保険料と同額となります。ただし、ご契約後に変更された場合には、変更後の金額となります。

※ 「ステップアップ保険金額」については、P3 「死亡保障について」をご覧ください。

- ステップアップ保険金額の見直しは毎日行います。また、ステップアップ保険金額が増加した場合は、郵送にてお知らせします。
- ステップアップ保険金額は 85 歳で迎える契約応当日末までステップアップします。以後は、死亡保険金として 85 歳時のステップアップ保険金額<sup>(注)</sup> が一生涯にわたり最低保証されます。

(注) 85 歳で迎える契約応当日の翌日始のステップアップ保険金額が適用されます。

- 運用実績によってはステップアップしないこともあります。
- 一度ステップアップしたステップアップ保険金額は、それ以後下がることはありません。ただし、基本保険金額の減額等を行った場合には、減額した基本保険金額の割合に応じて減額されます。
- 定額終身保険移行特約の付加により定額終身保険に移行した場合、ステップアップ保険金額による死亡保険金額の最低保証はなくなります。

ご注意

## 特徴 3 | バランスファンドによる効率的な運用

複数の資産クラスを組合わせたバランスファンドにより、お客様の投資リスクを分散することで効率的な資産運用が図れます。



## 保険期間について

終身となります。

## 死亡保障について

- 保険期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合には、死亡保険金として、「被保険者が死亡した日における積立金額」、または「被保険者が死亡した日始に適用されたステップアップ保険金額」のいずれか大きい金額をお受取りいただけます。
- 「ステップアップ保険金額」とは、死亡保険金の最低保証額のことです。契約日においては基本保険金額と同額となります。以後、毎月末の積立金額がステップアップ基準額の110%～200%の範囲で5%きざみの額に到達した場合、その到達した5%きざみの額と当日始のステップアップ保険金額のいずれか大きい金額にステップアップ保険金額が変更されます。ステップアップ保険金額の変更は被保険者の年齢が85歳で迎える契約応当日末まで行います。
- 「年金支払特約」を付加することにより、死亡保険金受取人が死亡保険金の受取りにかえて、年金でお受取りいただくことができます。

### ご注意

死亡保険金の免責事由（契約日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡等）に該当した場合や重大事由（死亡保険金を詐取する目的で事故を起こした場合等）によりご契約が解除された場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

## 費用について

この保険にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関連費用」「運用関連費用」の合計額となります。また特定のお客さまには、「解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）」「年金管理費」がかかります。

### ◆ 全てのご契約者にご負担いただく費用

項目	目的	費用	
契約初期費用	ご契約締結等にかかる費用	一時払保険料に対して <b>5%</b>	契約日に一時払保険料から控除します。
保険契約関連費用	ご契約の維持・管理および死亡保険金のお支払い等にかかる費用	積立金額に対して年率 <b>2.75%</b>	積立金額に対して左記の年率を日割りで控除します。
運用関連費用	特別勘定の運用にかかる費用	各特別勘定共通 年率 <b>0.21%</b> (税抜 年率 0.20%)	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して左記の年率を日割りで控除します。

※特別勘定の詳細は P6 の「特別勘定について」をご覧ください。

※運用関連費用は信託報酬を記載しています。信託報酬以外でお客さまにご負担いただく手数料として信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、特別勘定が投資対象とする投資信託のマザーファンドで有価証券貸付を行った場合においては、品賃料の一部が別途信託報酬として控除されます。

※運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### ◆ 特定のお客さまにご負担いただく費用

- 解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）  
 契約日から5年未満の「解約」「基本保険金額の減額」に際し、解約控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ4.0%～2.0%を控除します。
- 年金管理費  
 年金移行特約により定額年金をお受取りいただく場合、年金受取日に特約積立金から年金額の1%を控除します。
- ※ 定額終身保険移行特約による定額終身保険への移行後、年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の受取期間中は、保険契約関連費用および運用関連費用は発生しません。定額終身保険移行特約による定額終身保険への移行後、年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の受取期間中は費用等を控除したマスミューチュアル生命の定める率により一般勘定で運用します。

## 解約について

- ご契約者は、保険期間中であればいつでも、ご契約の解約または基本保険金額の減額により、解約払戻金をお受取りいただくことができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。
- ※ 減額後の基本保険金額が200万円を下回る場合には、基本保険金額の減額はお取扱いできません。
- 解約払戻金額は、解約計算基準日（解約の必要書類をマスミューチュアル生命が受付けた日の翌営業日）の積立金額からマスミューチュアル生命所定の解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、次の解約控除率を解約計算基準日のステップアップ基準額（基本保険金額の減額の場合は、減額計算基準日における減額したステップアップ基準額）に乗じた金額になります。

ご契約日から解約計算基準日 （基本保険金額の減額の場合は 減額計算基準日）までの年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
解約控除率	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	0%

#### 〈解約払戻金額の計算方法〉

$$\text{解約計算基準日の積立金額} - \left( \text{解約計算基準日のステップアップ基準額} \times \text{解約控除率} \right) = \text{解約払戻金額}$$

#### 〈基本保険金額の減額が行われた場合の解約払戻金額の計算方法〉

$$\text{減額計算基準日の積立金額} \times \frac{\text{減額した基本保険金額}}{\text{減額計算基準日の基本保険金額}} - \left( \text{減額したステップアップ基準額} \times \text{解約控除率} \right) = \text{解約払戻金額}$$

### ◆ 解約払戻金のお支払いの延期

マスミューチュアル生命は、解約払戻金のお支払いが特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6カ月の範囲内で、解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に、マスミューチュアル生命所定の利率で計算した利息を付けてお支払いします。



## 付加できる特約について

<p>定額終身保険移行特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額終身保険移行特約を付加することで、特別勘定で運用する一時払変額終身保険の全部を一般勘定で運用する定額終身保険に移行することができます。</li> <li>この特約は契約日から5年経過している場合、ご契約者からのお申出により付加できます。</li> <li>定額終身保険への移行日は、移行の申出に必要な書類をマスマチュアル生命が受付けた日の翌営業日の翌日となります。</li> <li>移行日始の特約積立金額は、移行日前日における主契約の積立金額とし、移行後は、災害死亡保障のための費用等を控除した移行日におけるマスマチュアル生命の定め率によって計算します。</li> <li>移行日始の特約積立金額が100万円未満となる場合は移行できません。</li> <li>移行後の特約死亡保険金額は、被保険者死亡時の特約積立金額となります。</li> <li>移行後の保険期間中に被保険者が所定の不慮の事故または感染症でお亡くなりになったときは、特約災害死亡保険金として特約積立金額の10%を特約死亡保険金に上乘せてお受取りいただけます。</li> </ul> <p>※この特約による特約保険金の支払事由、免責事由等については「ご契約のしおり・約款」の定額終身保険移行特約第4条「特約保険金の支払」をご覧ください。なお、「所定の不慮の事故または感染症」とは、同特約の「別表1」「対象となる不慮の事故」および「別表2」「対象となる感染症」にあらかじめ定められており、これに該当する場合に限りです。</p>
<p>年金移行特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金移行特約を付加することで、特別勘定で運用する一時払変額終身保険または一般勘定で運用する定額終身保険移行特約による定額終身保険の全部を一般勘定で運用する定額年金に移行することができます。</li> <li>この特約は契約日から5年経過している場合、ご契約者からのお申出により付加できます。</li> <li>この特約による年金の受取開始日は移行の申出に必要な書類をマスマチュアル生命が受付けた日の翌営業日の翌日（定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合は移行の請求をマスマチュアル生命が受付けた日の翌日）となります。</li> <li>定額年金への移行後の年金額が10万円未満となる場合、および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、移行できません。</li> <li>年金額がこの特約の年金額を通算して3,000万円を超える場合は、その超える部分に相当する積立金額を定額年金への移行後の第1回の年金とあわせて一時金で年金受取人にお受取りいただけます。</li> <li>年金種類は次の3種類からお選びいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確定年金（年金受取期間：5年・10年・15年・20年・30年・36年）</li> <li>○ 年金総額保証付終身年金</li> <li>○ 保証期間付終身年金（保証期間：5年・10年・15年・20年・30年・36年）</li> </ul> </li> </ul> <p>※年金額は基礎率（移行日時点の予定利率、予定死亡率等）等に基づいて、移行日時点に計算され算出されますのでご加入時には確定しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受取期間中は、年金管理費が控除されます。</li> </ul>
<p>年金支払特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金（注）をもとに年金基金を設定し、一括受取にかえて確定年金（年金受取期間は5年・10年・15年・20年・30年・36年から選択）でお受取りいただけます。</li> </ul> <p>（注）定額終身保険移行特約による定額終身保険の場合は、「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。</p> <p>※年金額は、基礎率（年金基金の設定時点の予定利率）等に基づいて、年金基金の設定時点に計算され算出されますのでご加入時には確定しておりません。</p>

## 特別勘定について

特別勘定とは、変額保険契約にかかわる資産の管理・運用を行うための勘定です。他の保険種類の資産とは区分し、独立した体制と方針に基づき管理・運用を行います。

- ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切指図はできません。
- マスマチュアル生命は、1つまたは2つ以上の特別勘定を特別勘定グループとしてグループ化しています。一時払変額終身保険では、ご契約できる特別勘定グループが定められており、ご契約した特別勘定グループに含まれない特別勘定のご指定や積立金の移転はできません。

### ◆ 特別勘定の種類と運用方針等について

- ご選択いただける特別勘定の種類、特別勘定の運用方針および主たる投資対象とする投資信託等は以下のとおりです。
- 契約年齢（被保険者の満年齢）により、選択できる特別勘定が異なります。契約年齢が71歳以上の場合、「世界バランス45SS」はご選択いただけません。

契約年齢 (満年齢)	特別勘定の 名称	運用会社	主たる投資対象と する投資信託	運用方針	運用関連費用
40歳～75歳	世界バランス 30SS	ステート・ ストリート・ グローバル・ アドバイザーズ 株式会社	ステート・ ストリート・ グローバル 4資産30VA <適格機関投資家限定>	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資します。基準構成割合は国内株式10%、国内債券20%、外国株式20%および外国債券50%とします。外国株式における50%部分（基準構成割合10%部分）および外国債券における50%部分（基準構成割合25%部分）については原則として為替ヘッジを行います。	年率0.21% (税抜 年率0.20%)
40歳～70歳	世界バランス 45SS		ステート・ ストリート・ グローバル 4資産45VA <適格機関投資家限定>	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資します。基準構成割合は国内株式15%、国内債券15%、外国株式30%および外国債券40%とします。外国株式における50%部分（基準構成割合15%部分）および外国債券における50%部分（基準構成割合20%部分）については原則として為替ヘッジを行います。	

※運用関連費用は信託報酬を記載しています。信託報酬以外でお客様にご負担いただく手数料として信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、特別勘定が投資対象とする投資信託のマザーファンドで有価証券貸付を行った場合においては、品賃料の一部が別途信託報酬として控除されます。

※運用関連費用はご選択いただいた特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して日割りで控除します。なお、運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。



## ◆資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金額は、その運用実績により増減します。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更されることがあります。
  - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価をします。
  - ② ①以外の資産については、原価法によります。
  - ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上します。
  - ④ 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によります。

### ご注意

- この保険では、お客さまからお払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を、ご契約の申込日からその日を含めて9日を経過直後の営業日の翌日始に特別勘定に繰入れます。ただし、契約日または承諾日のいずれか遅い日にご契約の申込日からその日を含めて9日を経過直後の営業日以後となる場合には、契約日または承諾日のいずれか遅い日の翌営業日の翌日始に繰入れます。
- 特別勘定に繰入れられた積立金は主に投資信託を通じ、各特別勘定の運用方針にしたがい株式や債券等に投資を行います。したがって、投資の対象となる株式市場や債券市場などが下落した場合には、積立金も下落します。また、外国株式や外国債券など外貨建の資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響を受けます。そのため、運用実績によっては解約払戻金額等の受取金額が一時払保険料を下回ります。なお、解約払戻金額に最低保証はありません（投資リスク）。この投資リスクはすべてご契約者に帰属します。

※詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。

## 積立金の移転について

- ご契約者は、特別勘定の積立金の全部または一部を他の特別勘定に移転することができます。
- 積立金の移転に手数料はかかりません。
- 積立金の移転は1保険年度において15回まで取扱います。

※契約年齢（被保険者の満年齢）が71歳以上の場合、選択できる特別勘定が1つであるため積立金の移転はお取り扱いできません。



## ご契約について

一時払保険料	200 万円以上（1 万円単位）																																		
基本保険金額	<p>基本保険金額は一時払保険料に下表の割合を乗じた金額となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約年齢 (満年齢)</th> <th colspan="2">一時払保険料に対する基本保険金額の割合</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 歳～55 歳</td> <td>125%</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>56 歳～60 歳</td> <td>120%</td> <td>125%</td> </tr> <tr> <td>61 歳～65 歳</td> <td>115%</td> <td>120%</td> </tr> <tr> <td>66 歳～70 歳</td> <td>110%</td> <td>115%</td> </tr> <tr> <td>71 歳～75 歳</td> <td>105%</td> <td>110%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一被保険者でマスミューチュアル生命のご契約（一時払の年金商品を除きます）がある場合は、その死亡保険金額と本商品の基本保険金額を通算して 5 億円を超えることはできません。</p>	契約年齢 (満年齢)	一時払保険料に対する基本保険金額の割合		男性	女性	40 歳～55 歳	125%	130%	56 歳～60 歳	120%	125%	61 歳～65 歳	115%	120%	66 歳～70 歳	110%	115%	71 歳～75 歳	105%	110%														
契約年齢 (満年齢)	一時払保険料に対する基本保険金額の割合																																		
	男性	女性																																	
40 歳～55 歳	125%	130%																																	
56 歳～60 歳	120%	125%																																	
61 歳～65 歳	115%	120%																																	
66 歳～70 歳	110%	115%																																	
71 歳～75 歳	105%	110%																																	
契約年齢	40 歳～75 歳（被保険者の満年齢）																																		
告知書扱	<p>一時払保険料と基本保険金額の差額を基準に被保険者の健康状態等に関する告知をしていただきます。一時払保険料および基本保険金額の限度額は下表のとおりとなります。</p> <p>▼告知書扱限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約年齢（満年齢）</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>一時払保険料</th> <th>基本保険金額</th> <th>一時払保険料</th> <th>基本保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 歳～55 歳</td> <td>4,800 万円</td> <td>6,000 万円</td> <td>4,000 万円</td> <td>5,200 万円</td> </tr> <tr> <td>56 歳～60 歳</td> <td>6,000 万円</td> <td>7,200 万円</td> <td>4,800 万円</td> <td>6,000 万円</td> </tr> <tr> <td>61 歳～65 歳</td> <td>8,000 万円</td> <td>9,200 万円</td> <td>6,000 万円</td> <td>7,200 万円</td> </tr> <tr> <td>66 歳～70 歳</td> <td>12,000 万円</td> <td>13,200 万円</td> <td>8,000 万円</td> <td>9,200 万円</td> </tr> <tr> <td>71 歳～75 歳</td> <td>24,000 万円</td> <td>25,200 万円</td> <td>12,000 万円</td> <td>13,200 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一被保険者で本商品以外にマスミューチュアル生命において過去 5 年以内に告知書扱で加入している場合は、「その死亡保険金額」と「本商品の一時払保険料と基本保険金額の差額」を通算して 1,200 万円を上限とします。なお、上記告知書扱の限度額を超えた場合は、取扱が異なります。</p>	契約年齢（満年齢）	男性		女性		一時払保険料	基本保険金額	一時払保険料	基本保険金額	40 歳～55 歳	4,800 万円	6,000 万円	4,000 万円	5,200 万円	56 歳～60 歳	6,000 万円	7,200 万円	4,800 万円	6,000 万円	61 歳～65 歳	8,000 万円	9,200 万円	6,000 万円	7,200 万円	66 歳～70 歳	12,000 万円	13,200 万円	8,000 万円	9,200 万円	71 歳～75 歳	24,000 万円	25,200 万円	12,000 万円	13,200 万円
契約年齢（満年齢）	男性		女性																																
	一時払保険料	基本保険金額	一時払保険料	基本保険金額																															
40 歳～55 歳	4,800 万円	6,000 万円	4,000 万円	5,200 万円																															
56 歳～60 歳	6,000 万円	7,200 万円	4,800 万円	6,000 万円																															
61 歳～65 歳	8,000 万円	9,200 万円	6,000 万円	7,200 万円																															
66 歳～70 歳	12,000 万円	13,200 万円	8,000 万円	9,200 万円																															
71 歳～75 歳	24,000 万円	25,200 万円	12,000 万円	13,200 万円																															
保険期間	終身																																		
保険料払込方法	一時払のみ（指定金融機関口座への送金扱いのみ）																																		
増額	取扱いはありません																																		
契約者貸付	取扱いはありません																																		

### ご注意

一時払保険料、基本保険金額等、具体的なご契約内容については、お申込みの際に「申込書」等にて必ずご確認ください。

## 配当金について

この保険は無配当商品です。契約者配当金はありません。



## 一時払変額終身保険「マスグラシアス NK」

- ◆この『注意喚起情報』は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき**、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ◆この『注意喚起情報』のほか、ご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆この保険は、マスミューチュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険商品**です。

## お客さまにご負担いただく費用についてご確認ください

この保険にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関連費用」「運用関連費用」の合計額となります。また特定のお客さまには、「解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）」「年金管理費」がかかります。

### ◆全てのご契約者にご負担いただく費用

契約初期費用	一時払保険料に対して <b>5%</b>
保険契約関連費用	積立金額に対して年率 <b>2.75%</b>
運用関連費用	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して各特別勘定共通 年率 <b>0.21%</b> （税抜 年率 0.20%）

※運用関連費用は信託報酬を記載しています。信託報酬以外でお客さまにご負担いただく手数料として信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、特別勘定が投資対象とする投資信託のマザーファンドで有価証券貸付を行った場合においては、品貸料の一部が別途信託報酬として控除されます。

※運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### ◆特定のお客さまにご負担いただく費用

- 解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）  
契約日から5年未満の「解約」「基本保険金額の減額」に際し、解約控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ **4.0% ~ 2.0%** を控除します。

※詳しくは P4「解約について」をご覧ください。

- 年金管理費  
年金移行特約により定額年金をお受取りいただく場合、年金受取日に特約積立金から年金額の **1%** を控除します。

※定額終身保険移行特約による定額終身保険への移行後、年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の受取期間中は、保険契約関連費用および運用関連費用は発生しません。定額終身保険移行特約による定額終身保険への移行後、年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の受取期間中は費用等を控除したマスミューチュアル生命の定める率により一般勘定で運用します。

## お客さまが負うリスクについてご確認ください

●この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金額等が変動します。特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。このため、「株価の下落」「債券価格の下落」「為替変動」等によりお受取りになる解約払戻金額等が払込保険料（一時払保険料）を下回り、損失が生じる可能性があります。解約払戻金額に最低保証はありません。なお、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。これらの投資リスクは、一時払変額終身保険をご契約のお客さまが負うこととなります。

※特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の運用方針、投資リスク等の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

●引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約時にお約束した死亡保険金額等が削減され、その結果、死亡保険金額等が元本を下回ることがあります。

## 保険契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます (クーリング・オフ制度)

保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、書面によりその保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

●保険契約のお申込みの撤回等は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信したとき（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により下記のマスミューチュアル生命の本店（カスタマーサービスセンター）宛に発信してください。この場合、書面には、ご契約者・被保険者の氏名、受付番号、一時払保険料、取扱代理店名、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

### 【書面送付先】

〒135-0063 東京都江東区有明2-5-7  
マスミューチュアル生命 カスタマーサービスセンター

●保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、マスミューチュアル生命は申込者等に対し、お申込みいただいた金額を全額お返しいたします。

※マスミューチュアル生命は申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求いたしません。

●次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。

- ①申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合
- ②申込者等が、マスミューチュアル生命の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約のお申込みをした場合において、当該診査が終了した場合
- ③当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ④当該保険契約が、既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合



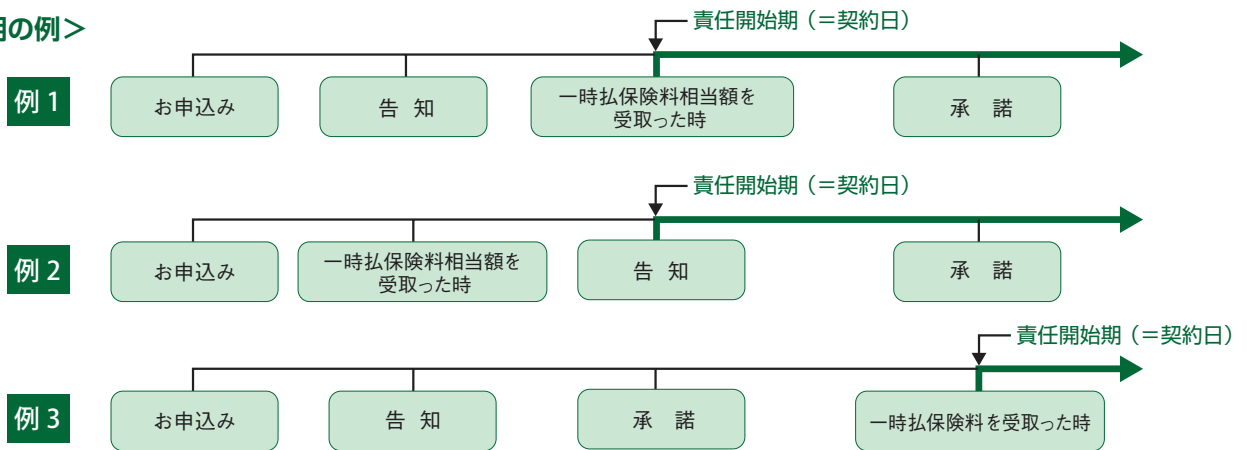
## 告知義務について

- ご契約者や被保険者には、健康状態を告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態などマスマチュアル生命が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知受領権はマスマチュアル生命が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- マスマチュアル生命の確認担当社員またはマスマチュアル生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。
- 「告知書」記載の事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約日からその日を含めて2年以内であれば、マスマチュアル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません（ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります）。この場合、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

## 責任開始期および保険料の特別勘定への繰入れについて

- マスマチュアル生命がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合には、マスマチュアル生命は一時払保険料（相当額）を受取った時（告知される前に受取ったときは告知の時）からご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとマスマチュアル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して、マスマチュアル生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するマスマチュアル生命の承諾が必要になります。

### <責任開始期の例>



- マスマチュアル生命は、一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を、ご契約の申込日からその日を含めて9日を経過直後の営業日の翌日始に特別勘定に繰入れます。ただし、契約日または承諾日のいずれか遅い日をご契約の申込日からその日を含めて9日を経過直後の営業日以後となる場合には、契約日または承諾日のいずれか遅い日の翌営業日の翌日始に繰入れます。

## 死亡保険金が支払われない場合について

- 「告知書」記載の事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご契約は解除となり、死亡保険金はお支払いできません。（ただし、死亡保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことをご契約者または死亡保険金受取人が証明したときは、死亡保険金をお支払いします。）
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結された場合や死亡保険金を不法に取得する（させる）目的でご契約を締結された場合には、ご契約は無効となり、お申込みいただいた一時払保険料は払戻しいたしません。
- 死亡保険金の免責事由（契約日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡等）に該当した場合や重大事由（死亡保険金を詐取する目的で事故を起こした場合等）によりご契約が解除された場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります。

## 保険金等のお支払に関する手続き等について

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合、すみやかにマスマチュアル生命「カスタマーサービスセンター」までご連絡ください。
- マスマチュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

## 税金のお取扱いについて

### ◆ 生命保険料控除について

お申込みいただいた保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

### ◆ 解約払戻金に対する課税

所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

### ◆ 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税 <sup>(注)</sup>
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

(注) ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人がご契約者の相続人である場合、他の生命保険金と合算のうえ「生命保険金の非課税枠<相続税法第 12 条>」が適用されます。

### ◆ 年金支払特約により死亡保険金を年金で受取る場合の課税

年金受取人	特約の締結時期	保険金支払事由発生時の税金の種類	年金受取時の税金の種類
契約者以外	被保険者の生存中	相続税法第 24 条の規定により評価した価額に対して相続税または贈与税 <sup>(注)</sup>	所得税（雑所得）＋住民税
	被保険者の死亡日以後	死亡保険金額に対して相続税または贈与税	
契約者	被保険者の生存中	—	
	被保険者の死亡日以後	所得税（一時所得）＋住民税	

(注) ただし、年金受給権を相続した後に年金を一括受取した場合は、当該一時金額で評価した価額に対して相続税または贈与税が課税されることがあります。

### ◆ 年金移行特約による年金受取期間中の課税

年金種類	年金の受取時	一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）＋住民税	所得税（一時所得）＋住民税
保証期間付終身年金		所得税（雑所得）＋住民税
年金総額保証付終身年金		

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、上記に加えて、年金受取開始時に年金受給権の評価額（相続税法第 24 条）に対して贈与税が課税されます。

#### ご注意

税務の取扱いは 2008 年 9 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務の取扱いについては、所轄の税務署や税理士などの専門家へご確認ください。



## 解約について

- 保険期間中であれば、いつでもご契約を解約して解約払戻金を受取ることができますが、解約払戻金に最低保証はありません。
  - 解約払戻金額は、解約時の積立金額をもとに計算されるため、運用実績によってはお払込みいただいた一時払保険料を下回る可能性があります。
  - ご契約日から5年未満の解約によって解約払戻金をお支払いする際は、マスマチュアル生命が解約の必要書類を受付けた日の翌営業日（解約計算基準日）の積立金額から解約控除額を差引いた金額が解約払戻金額となります。
- ※ 「解約控除」についてはP4「解約について」をご覧ください。
- マスマチュアル生命は、解約払戻金のお支払いが特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6ヶ月の範囲内で、解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金にマスマチュアル生命所定の利率で計算した利息を付けてお支払いします。

## 特別勘定に関する資産の種類・評価方法および運用方針について

特別勘定に関する資産の種類・評価方法および運用方針については、当冊子の契約概要「特別勘定について」をご確認ください。また、資産運用に関する詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

## 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約し、新たな保険契約にご加入される際には、一般に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、一部解約された場合は一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

## その他ご契約上の注意

### ◆マスマチュアル生命の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、相互会社と株式会社があり、マスマチュアル生命は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

### ◆お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績などによっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。よって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取扱いできません。

## 保険契約の保護について【生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合】

● 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

● マスマチュアル生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

また「マスグラシアス NK (一時払変額終身保険)」は生命保険契約者保護機構による補償の対象契約です。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。


生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## ご契約の生命保険に関する相談窓口等

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

「マスマチュアル生命カスタマーサービスセンター」

 0120-825-007

受付時間：平日（月～金曜）午前 9：00 ～午後 7：00（土・日曜、祝日は除きます）

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

### （社）生命保険協会「生命保険相談所」

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則 1 ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 認定投資者保護団体

この商品に係る認定投資者保護団体は、（社）生命保険協会です。

※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

### 商品内容を十分ご理解のうえお申込みください

各特別勘定に属する資産の種類、評価方法および運用方針、ならびに、ご契約者に負担いただく契約初期費用、保険契約関連費用および運用関連費用等の諸費用について、十分に理解したうえでお申込みください。また、解約やご契約内容変更等のご請求についても、ご契約者がその内容を十分に理解したうえで手続きください。

### 申込書はご自身で正確にご記入ください

申込書は、申込内容を明らかにする重要な書類ですので、記入内容を十分お確かめのうえ、ご契約者および被保険者ご自身で自署、押印をお願いします。

### 保険証券の内容をご確認ください

ご契約をお引受けしますと、マスミューチュアル生命は保険証券、生命保険料控除証明書（一般用）等をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないか、もう一度お確かめください。万一、相違していたり、ご不明な点がございましたら、お手数でも P14 記載のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。保険証券は、ご契約上のあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。

お申込みに際しましては、この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」のほか、必ず、「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」もあわせてご覧ください。

日興コーディアル証券株式会社（募集代理店）では複数の保険会社の商品を取扱っています。詳しくは販売資格を持った募集人にお問い合わせください。

募集代理店

**日興コーディアル証券株式会社**

お問い合わせは **日興コンタクトセンター ☎0120-550-250**

平日9:00～19:00 / 土・日・祝日9:00～17:00

（土・日・祝日は資料請求のみ承ります）

日興コーディアル証券ホームページ <http://www.nikko.co.jp>

引受保険会社

**マスミューチュアル生命保険株式会社**

〒135-0063

東京都江東区有明2-5-7

電話 / ☎ 0120-825-007

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。  
受付時間: 平日(月～金曜) 午前9:00～午後7:00 (土・日曜、祝日は除きます)

<http://www.massmutual.co.jp>

NK2021-0811

MM-募文6-J-2008 006-10 (2008.10.10) ㊞